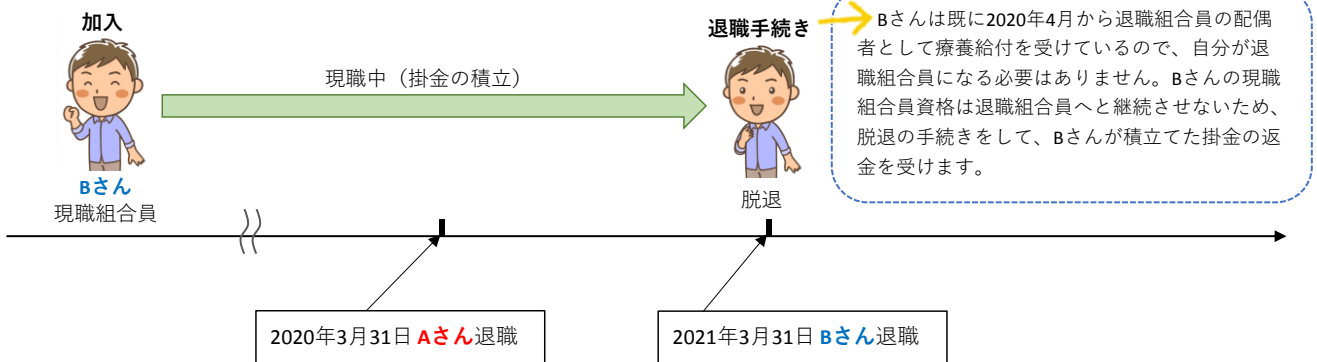
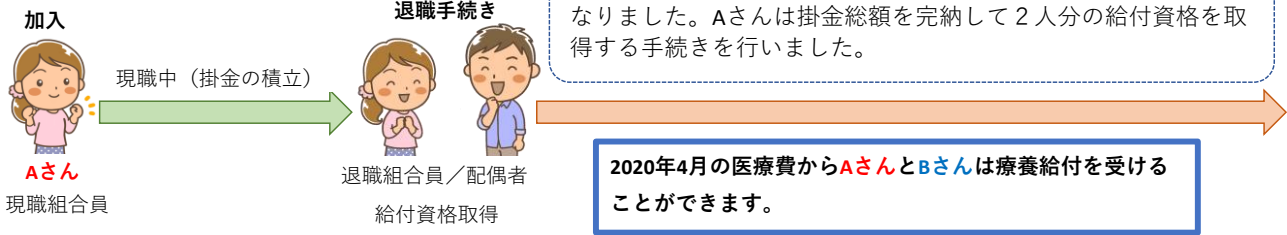


## ご夫婦2人で現職組合員の場合

給付資格の取り方としては先に退職となる方が掛金総額を完納して2人分の給付資格を取得し、後に退職する方はご自分の退職時に掛金の返金を受けるのが一般的です。

### 参考例



しかし、療養給付は組合員本人の口座に配偶者の方の給付金も送金されるため、お金の管理は各自で行いたいという場合は、配偶者の給付資格は取得せず各自の退職時に自分の給付資格だけを取得するという選択をすることもできます。（お互いが自分の給付資格だけを取得した場合は、離婚されたときに配偶者の方の給付資格がなくなるという違いもあります。）

### 参考例

